

平成 30 年度貸切バス適正化事業負担金の額及び徴収方法について

一般社団法人 中国貸切バス適正化センター

1. 負担金の単価

- ① 1 営業所あたり 1 カ年 …… 45,000 円
- ② 1 両あたり 1 カ年 …… 3,900 円

2. 負担金の納付方法

(1) 負担金の請求

平成 30 年 2 月 1 日現在の貸切バス事業営業所数及び登録車両数をもって、1 カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求致します。

(2) 負担金の納付

- ① 上記(1)により算出した 1 カ年分の負担金を一括納付していただきます。
なお、分割納付を希望される場合は、1 カ年分の負担金を半年ごとに分割して納付することができます。
- ② 負担金の納付は原則、当適正化センターが指定する口座への振込とします。
なお、銀行口座への振込手数料は事業者負担となります。
※ 振込口座 広島銀行 広島駅前支店 普通預金 3123096
郵便振替 広島 01300-9-105833

(3) 納付期限

- ① 納付期限は 4 月 30 日 です。
- ② 分割納付を選択した場合
 - ・前期 4 月 30 日 (負担金請求額 1/2)
 - ・後期 10 月 31 日 (負担金請求額 1/2)

(4) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法第 43 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 34 条の 10 第 2 項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数 1 日につき 1 万分の 4 の延滞金を徴収します。

(5) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとします。

事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※１）
事業の分割、合併及び相続	欄外記載（※２）
事業計画の変更 ・ 区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・ 適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※１． 年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※２． 年度途中で事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。